

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(10) 商工関係事業の取扱いについて

調整方針(案)

(1) 中心市街地活性化基本計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。  
 なお、その他商店街等の活性化事業については、酒田市の例を基本とし、必要な支援策を合併までに策定する。

所管部会・分科会 商工観光部会 商工港湾分科会

酒田市中心市街地活性化基本計画の概要

中心市街地活性化基本計画の概要

基本計画策定日 平成12年5月31日(平成14年12月6日変更【直近】)  
 中心市街地の位置 JR酒田駅から酒田港にかけて広がる商業地域を中心とした区域  
 中心市街地の規模 263ha  
 基本計画のテーマ 「W・A・L・K さかた」  
 サブテーマ 「酒田まち物語創造のステージ」

中心市街地活性化の取り組み状況

市町村で実施した商業等活性化事業

[ハード事業]

名称 コミュニティ道路整備事業  
 実施年度 平成12年9月~12月  
 活用制度 商業・サービス業集積関連施設整備費補助金【経済産業省】

[ソフト事業]

名称 酒田市中心市街地活性化空き店舗入居者支援助成金  
 実施年度 平成13年4月~  
 活用制度 酒田市中心市街地活性化支援事業補助金【市】

TMOで実施した商業等活性化事業

[ハード事業]

名称 空き店舗活用支援事業(チャレンジショップ事業)  
 実施年度 平成13年10月~  
 活用制度 空き店舗活用支援事業補助金【県】  
 酒田TMO商店街等活性化先進事業補助金【市】

名称 中心市街地活性化アクショングループ事業

実施年度 平成16年6月~  
 活用制度 商店街等活性化事業(空き店舗)補助金【国】  
 商店街等活性化まちづくり事業補助金【県】  
 商店街等活性化アクション補助金【市】

市町村の概要

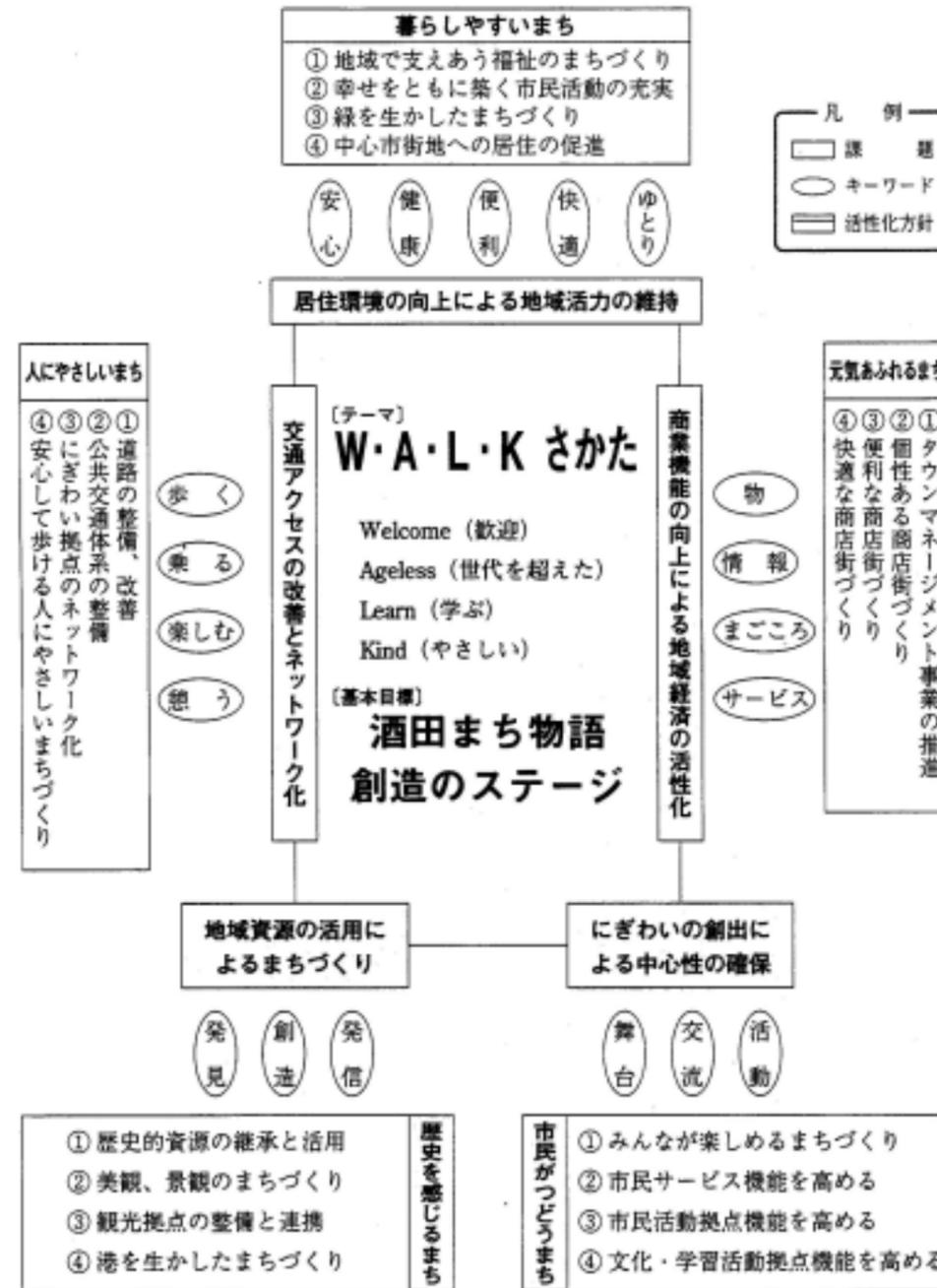
市町村名 山形県酒田市  
 主要指標 人口 100,534人  
 財政規模(歳出) 388億円  
 産業別割合 1次 8.6%  
 2次 31.8%  
 3次 59.6%  
 小売店数 1,476店  
 小売販売額 1,341億円

TMOの概要

名称 酒田商工会議所  
 会頭 斎藤成徳  
 TMO構想認定日 平成13年6月20日  
 TMO計画認定 実績なし

商店街数(うち商店街振興組合数) 16(6)  
 中心市街地区域内大型店(m<sup>2</sup>) 酒田セントラルビル(14,214m<sup>2</sup>)  
 庄交ターミナルビル(11,000m<sup>2</sup>)  
 まちづくりNPO(認定年月日) -  
 特産品 米、農産物、日本酒  
 観光名所 本間家旧本邸、山居倉庫、土門拳記念館、さかた海鮮市場

酒田市中心市街地活性化基本計画の概要



調整方針

この基本計画は、中心市街地の活性化に取り組む市町村などを支援する目的で平成10年7月に策定された「中心市街地整備改善活性化法(略称)」に基づき、酒田市の例を基本とし、必要な支援策を合併までに策定する。

国の指針に基づき、一定の条件を満たす区域を、「中心市街地」として定めているもので、市の区域の拡大に伴い、「中心市街地」の区域が広がる性格のものではないため、現行のとおり新市に引き継ぐこととする。

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(10)	商工関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(1) 中心市街地活性化基本計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、その他商店街等の活性化事業については、酒田市の例を基本とし、必要な支援策を合併までに策定する。

所管部会・分科会	商工観光部会 商工港湾分科会
----------	----------------

商店街等の活性化事業の現況(その1)

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<b>空き店舗対策事業</b> 中通り商店街振興組合と、大通り商店街振興組合が独自にイベント事業を実施するために空き店舗を活用した事業に家賃等を補助するもの。 酒田市空き店舗対策事業補助金(260千円)	該当なし	該当なし	該当なし	酒田市の中心市街地活性化基本計画は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、各町の商店街・中心市街地及び酒田市の中心市街地区域外の商店街の活性化については、必要な支援策(補助要綱等)を合併までに策定することとする。  空き店舗活用事業サポーター配置業務委託事業は、山形県緊急地域雇用創出特別基金事業費補助金を利用した事業で、平成16年度で終了予定。
<b>中心市街地活性化バリアフリー店舗改装助成事業</b> 中心市街地の区域内に店舗を有するものが、自動ドアやスロープの設置、トイレの改修を行うなど店舗のバリアフリー化を図った場合で、県、その他補助金制度に該当しないものについて改装費を助成するもの。 ・助成率 2分の1 ・助成限度額 60万円 酒田市中心市街地活性化バリアフリー店舗改装助成金(1,200千円)				
<b>中心市街地空き店舗入居者支援助成事業</b> 中町中和会、中通り、大通り、たくみ通り、酒田駅前の各商店街振興組合の空き店舗へ新たに開業した場合に、賃借する家賃に対し補助をすることにより、空き店舗対策と創業者支援を行い、商業振興を図るもの ・助成率 2分の1 ・助成期間 6か月間 ・助成限度額 60万円 中心市街地空き店舗入居者支援助成金(2,400千円)				
<b>商業活性化・商店街振興イベントへの助成</b> 中心市街地の活性化を図るために、にぎわい作りのソフト事業として各商店街が実施した夏まつり事業等に補助するもの。 中和会ふるさと縁日祭り(中町中和会商店街振興組合) 補助金額 100千円 中通り夏まつり(中通り商店街振興組合) 補助金額 200千円 大通り夏まつり(大通り商店街振興組合) 補助金額 200千円 酒田駅前夏まつり(駅前商店街振興組合) 補助金額 200千円 台町日吉夏まつり(台町日吉振興会) 補助金額 200千円				
<b>空き店舗活用事業サポーター配置業務委託事業</b> 中心市街地の空洞化対策として、酒田TMOが空き店舗を活用して運営するさかた街なかキャンパスチャレンジショップ事業にサポーターを配置する。 酒田商工会議所への委託事業 空き店舗活用事業サポーター配置業務委託料(5,878千円)				
<b>中心市街地活性化アクション補助事業</b> 中心市街地活性化の山形県からのモデル都市の指定を受け、関係機関・団体等がまとめた活性化のための具体的事業を、酒田TMOが主体となり実施するにあたり、その事業運営に補助するもの。 さかた街なかキャンパス事業 補助金額 2,000千円 さかた商業塾事業 補助金額 248千円 ストリートミュージアム事業 補助金額 89千円 わくわく中央公園事業 補助金額 131千円				

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(10)	商工関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(1) 中心市街地活性化基本計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、その他商店街等の活性化事業については、酒田市の例を基本とし、必要な支援策を合併までに策定する。

商店街等の活性化事業の現況(その2)

所管部会・分科会	商工観光部会 商工港湾分科会
----------	----------------

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p><b>共同施設整備事業への助成</b> 酒田市の中小企業の振興を図るため、中小企業組合が行う共同施設整備事業等に対し、補助金を交付するもの。</p> <p>大通りアーケード補修事業 ・平成6年度より、台風等の風災害により最も急を要する箇所の補修を優先しながら大通りアーケード補修事業を実施してきた。 ・平成11年度事業からはアーケードの保全を主たる目的に据え、平成15年度まで5ヵ年をかけ改修事業を行ったが、資金調達等の都合上、平成16年度以降もさらに5ヵ年計画で改修を継続していく。 来客数の減少や消費者離れなど厳しさを増す中心商店街活性化の一助として商業環境の整備を進めるもの。</p> <p>【構成団体】 酒田市二番町6番1号 大通り商店街振興組合 会長 池田健一 【名称】酒田市中小企業共同施設事業等補助金 (290千円) 【市の補助率】 国・県の補助が無い場合 ... 2/10 " 有る場合 ... 1/10</p>	<p>地域社会に調和した魅力ある商店街づくりを通じて地域商業の振興を図るため、調査研究若しくは活性化事業並びに施設・整備等の事業に対し、補助金を交付する。</p> <p>【対象者】 ・商工会並びに商店会 ・商工会員の構成員たるグループ ・中核的商店街であり早急なドレスアップが必要と町長が認めたもの</p> <p>ソフト事業 消費者ニーズに対応できる新しい商店街構想の調査研究事業若しくは活性化事業ならびに共同店舗建設構想等調査研究事業 補助率50%、100万円限度</p> <p>ハド事業 ・交通利便施設事業(駐車場、自転車置場等) ・環境、美観施設事業(アーケード、街路灯、植樹等) ・案内情報施設事業(掲示板、案内所、放送施設等) ・別表に掲げる事業(消雪設備、歩道舗装等) 補助率50%、300万円限度</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>酒田市の例を基本としながら、県の制度等を参考にして、制度内容を合併までに調整する。</p> <p>(調整案の事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主体が法人の商店街等 助成率 1/10 国・県の助成がある場合 助成率 2/10 国・県の助成がない場合 (限度額3,000万円)</li> <li>・事業主体が非法人の商店街等 助成率 3/8 国・県の助成がある場合 (限度額1,000万円)</li> </ul>
<p><b>商店街活性化共同施設整備資金特別貸付事業</b> 市内に住所を有する商店街等の当該地域の活性化に寄与する共同施設整備を行うものに対し、無利子で融資をすることにより、商店街等の振興を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付利率 1.44% (利子補給の実施により実質無利子)</li> <li>・協調倍率 2.5倍</li> <li>・貸付期間 7年以内(うち据置1年以内)</li> <li>・貸付限度額 20,000千円 16年度予算額 9,940千円</li> </ul>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	
<p><b>商店街活性化共同施設整備資金特別貸付利子補給事業</b> 共同施設整備を行うものに対し、無利子で融資するために、利子分に対し補給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利子補給率 1.44%</li> </ul> <p>商店街活性化共同施設整備資金特別貸付利子補給金 (378千円)</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(10) 商工関係事業の取扱いについて

調整方針(案) (2)各種融資制度については、酒田市の例により合併時に統一する。

所管部会・分科会 商工観光部会 商工港湾分科会

中小企業事業資金融資制度の現況

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p>1 商工組合中央金庫貸付金 (80,000千円) 公金預託制度の原資として中小企業者支援を目的とし貸付を実施するもの。</p> <p>2 設備導入補完資金貸付金 (54,140千円) 協調倍率2.5倍 (財)企業振興公社の小規模企業者等設備導入資金貸付事業を利用し、設備導入資金以外の自己調達資金を借入金で充当しようとするものに対し融資する制度。</p> <p>3 環境整備資金貸付金 (26,540千円) 協調倍率2.0倍 安定的な労働力の確保及び従業員の育成を促し、企業の健全な発展に資する福利厚生施設や職場環境を整備するものに対し融資する制度。</p> <p>4 産業立地促進資金貸付金 (512,810千円) 協調倍率3.0倍 産業高度化に資することが期待できる企業で知事の認定を受けたものに対し融資する制度。</p> <p>6 長期安定資金貸付金 (367,580千円) 協調倍率3.0倍 長期運転資金の貸付金。平成16年度で新規取扱い終了予定。</p> <p>7 店舗改装資金貸付金 (37,210千円) 協調倍率2.5倍 平成13年度より中心市街地において店舗改装資金を利用した場合に利子補給を実施している。</p>	<p>県の制度のみ 該当なし</p>	<p>県の制度のみ 該当なし</p>	<p>県の制度のみ 該当なし</p>	<p>3町では、県の制度のみで基本的に町独自の融資制度がないことから、対象を3町の中小企業に広げ、酒田市の例により合併時に実施することとする。</p>

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(10)	商工関係事業の取扱いについて
-------------	----------------

調整方針(案)	(3)雇用促進対策事業については、酒田市の例を基本とし、雇用情勢を注視しながら合併までに調整する。
---------	---

所管部会・分科会	商工観光部会 商工港湾分科会
----------	----------------

雇用促進対策事業の現況

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p><b>ジブカフェ支援・雇用推進事業</b>                      山形県緊急地域雇用創出特別基金事業費補助金を活用して酒田商工会議所に事業委託。                      雇用開拓推進員が企業訪問し、求人掘り起こしと雇用助成制度の説明を行い、雇用開拓及び企業情報の収集に努める。また、山形県若者就職支援センター庄内プラザの業務内容を周知し、利用拡大について支援する。                      ・雇用開拓推進員1名の雇用創出</p> <p><b>雇用創出特別助成事業</b>                      事業主の都合により失業・退職を余儀なくされた労働者を公共職業安定所の紹介により雇入れ、1年以上継続して雇用した場合で、新規・成長分野雇用創出特別奨励金の対象外となる事業主に対し助成し、雇用の促進を図る。  <b>【助成金額】</b>                      対象労働者1名につき30万円</p> <p><b>未就職高校卒業生教育訓練助成事業</b>                      前年度末に就職未決定で高等学校を卒業した方が、就職活動に役立つ教育訓練(パソコン、ホームヘルパー、外国語、各種検定など)を受講した場合に助成を行い、就職機会の拡大を図る。  <b>【助成率】</b>                      就職活動に役立つ教育訓練の受講費の80%                      (上限10万円)</p> <p><b>未就職高校卒業生雇用促進助成事業</b>                      前年度末に就職未決定で高等学校を卒業したものを採用した事業主に対して助成することで、雇用創出の働きかけを行う。  <b>【助成金額】</b>                      対象労働者1名につき15万円</p> <p><b>高校生技能向上支援モデル事業</b>                      高校生の就職支援を支援するため、山形県立産業技術短期大学校庄内校と連携し、就職を希望する高校生の資質や技能の向上を図るための各種講座を実施し、企業に必要とされる人材を育成する。  <b>【内容】</b>                      ・技能検定3級資格取得講座                      ・通信実習講座                      ・画像処理技術講座                      ・工作機械初歩講座                      ・CAD講習                      ・ITスキルアップワークショップ                      ・就職活動準備セミナー                      ・採用試験直前模擬面接セミナー</p>	該当なし	該当なし	<p><b>雇用創出特別助成事業</b>                      事業主の都合により失業・退職を余儀なくされた労働者を公共職業安定所の紹介により雇入れ、1年以上継続して雇用した場合で、新規・成長分野雇用創出特別奨励金の対象外となる事業主に対し助成し、雇用の促進を図る。  <b>【助成金額】</b>                      対象労働者1名につき30万円</p>	<p>雇用促進対策については、酒田市の例を基本としながらも、その時々々の雇用情勢を十分注視し、国・県との連携を取り、適時適切な対策を講じていく。</p> <p>山形県緊急地域雇用創出特別基金事業が平成16年度で終了のため、ジブカフェ支援・雇用推進事業事業は平成16年度をもって廃止。</p>

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(10)	商工関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(4) 港湾振興事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

所管部会・分科会	商工観光部会 商工港湾分科会
----------	----------------

港湾振興事業の現況

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p><b>港湾整備事業</b> 国土交通省及び山形県が施工する港湾整備事業費の経費の一部を負担し、港湾施設整備の促進を図る。</p> <p>【負担割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾改修 <ul style="list-style-type: none"> <li>1億円まで 5.0%</li> <li>1億円～10億円まで 2.5%</li> <li>10億円超まで 0.5%</li> </ul> </li> <li>・局部改良 一率 5.0%</li> <li>・補修 一率 5.0%</li> <li>・環境整備 一率 7.0%</li> </ul> <p><b>ポートセールス推進事業</b> 定期コンテナ航路の利用拡大と新規航路誘致のため、山形県と酒田市が連携し「プロスパーポート」さかた」ポートセールス協議会を通じ、ポートセールス活動を行う。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・荷主、船社及び港湾関連企業への訪問</li> <li>・国外(韓国・中国)の荷主、船社への訪問</li> <li>・酒田港定期コンテナ航路を試しに使う場合の助成(新規荷主の発掘)</li> <li>・混載貨物の取扱拡充に対する支援(小口荷主の発掘)</li> <li>・食品衛生検査設備の支援</li> </ul> <p><b>酒田港湾振興会</b> 酒田港の利活用の推進や港湾整備の促進を図るため、民間企業及び行政機関等により組織される外郭団体。事務局は酒田市商工港湾課。</p> <p>会員数 194 件(平成 15 年度)</p> <p>【内容】 ・セミナーの開催 ・要望活動</p> <p>【要望内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・酒田港を静脈物流拠点とした施設整備</li> <li>・外港地区の多目的大型岸壁泊地の整備</li> <li>・港湾静穏度の向上を図る防波堤の整備</li> </ul> <p><b>東方水上シルクロード貿易促進事業</b> 東方水上シルクロード貿易促進協議会を通じた事業であり、同協議会は平成 4 年 5 月に開設された東方水上シルクロード航路の酒田港の活用及び地域の活性化を図ることを目的として設置された。平成 9 年 6 月には黒龍江省ハルビン代表所を設置。</p> <p>会員企業数 82 社(平成 15 年度)</p> <p>【内容】 ・ハルビン貿易商談会への出展 ・対中企業との合併 ・合作企業への支援協力等</p> <p><b>「海の日」記念事業</b> 国民の祝日「海の日」にちなみ、市民が海や港に対する感謝の気持ちと親しみを持てるように、各種イベント等を行う実行委員会を組織している。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民会館によるイベント</li> <li>・海事功労者表彰の式典開催</li> <li>・海上保安庁巡視船「とね」体験航海</li> <li>・国土交通省「みずほ」体験クルージング</li> <li>・その他、海や港に関する PR 活動</li> </ul>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>港湾振興事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成 15 年 4 月にリサイクルポートの指定を受けた酒田港の振興を推進していくこととする。</p>

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 24 - (10)	商工関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(5) 商工会議所及び各商工会については、新市における一体的な商工業の振興が図られるよう、組織のあり方を含めた機能強化の検討を働きかける。

商工会議所・商工会(補助金)の現況 (金額は平成16年度予算額)

所管部会・分科会	商工観光部会 商工港湾分科会
----------	----------------

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p><b>酒田商工会議所</b> 会 頭 斎藤成徳 会員数 2,536 (H16.10.19 現在) 職員数 21</p> <p><b>酒田市中心企業相談所補助金</b> (7,102千円) 経済環境が激変している中で、中小企業の実態に即したきめ細かい指導等を行うことにより、事業者の経営安定化を図る。 ・中小企業への経営改善指導、経営、金融 ・各種セミナー、講習会の開催 ・人材育成事業 ・異業種交流事業 ・商業活動の意見集約</p> <p><b>酒田商工会議所青年部運営費補助金</b> (250千円) 青年経営者として、社会的連帯感を養い、地域経済の振興発展に寄与する。 ・各種講演会の開催 ・他地域、他団体との交流会の実施</p> <p><b>酒田商工会議所女性会補助金</b> (200千円) 婦人経営者の地位の確立を目的とし、資質の向上を目指しながら地域産業活性化の事業を積極的に実施する。 ・各種講演会の開催 ・他地域、他団体との交流会の実施</p> <p><b>中小企業従業員福祉対策補助金</b> (400千円) 中小企業の健全なレクリエーション事業を行い、労働意欲を高め、事業所間の交流の場を提供する。 ・テニス、ゴルフ等 ・クリスマスパーティー等</p> <p><b>中小企業後継者育成事業補助金</b> (100千円) 若手後継者を育成するために、中小企業大学の受講者に対して補助する。</p> <p><b>酒田 TMO 運営費補助金</b> (4,100千円) 酒田 TMO のタウンマネージャーの人材確保、チャレンジジョブ事業に補助する。</p>	<p><b>八幡町商工会</b> 会 長 斎藤藤八 会員数 262 (平成15年度末) 職員数 4</p> <p><b>八幡町商工会振興補助金</b> 【目的】 商工業の経営改善を促進し、経営の安定と生産の助長を図るため、八幡町商工会が行う事業の実施に必要な経費に対し、補助金を交付する。 【補助対象事業】 商工会育成事業(経営改善普及事業) 産業まつり事業 商業集積検討事業 その他 【補助金の額】 にあつては国県補助対象の経営改善普及事業(指導職員設置事業及び指導事業)を町補助金算定の基礎とし、当該事業に要する経費から県補助金等を控除した額の2分の1以内の額及び会員一人につき5千円を合算した額、 から にあつては事業費の2分の1以内の額とし、それぞれ予算の範囲内で交付する。 ・商工会育成補助金 4,136千円 ・産業まつり補助金 300千円</p>	<p><b>松山町商工会</b> 会 長 後藤俊一 会員数 171 (平成15年度末) 職員数 5</p> <p><b>松山町地域活性化対策事業費補助金</b> (3,300千円) 【目的及び事業内容】 地域の総合経済団体として、町をはじめ関係機関や地域住民の理解を得ながら、地域の活性化が商工業の基盤強化につながるとの認識のもとに、魅力と活力のある地域づくりに向けて、地域の特性を活かした地域振興を展開していく。 ・講習会等、近隣商工会との連携可能事業の検討と実施 ・商工業者の経営支援の充実を図るため、巡回等の強化による会員ニーズの把握と情報提供 ・エキスパートバンク等、専門家派遣事業を活用し、個別企業の経営の支援 ・地域振興、活性化のため行政、各種団体、住民と連携した事業の開催 ほか  (内訳) ・経営改善普及事業補助金 3,000千円 ・いも煮会事業、地域興しグループ補助金 300千円  地域振興支援事業費補助金 (500千円) (物産交流事業補助)</p>	<p><b>平田町商工会</b> 会 長 佐藤達巳 会員数 203 (平成15年度末) 職員数 4</p> <p><b>平田町商工会振興補助金</b> (4,100千円) 【目的及び事業内容】 地域商工業の発展と経営の効率化と健全化を進めるとともに新規創業と新たな商品開発や新技術の導入等、新分野へ進出による経営革新を図り、産業の再構築を推進する。 ・経営改善普及事業 ・地域総合振興事業  (内訳) ・経営改善普及事業、地域総合振興事業補助金 4,100千円</p>	<p>新市における一体的な商工業の振興を図る 法律により、商工会議所の地区は市の区域とし、他の商工会議所・商工会の地区と重複するものがあつてはならないと規定されている</p> <p>という観点から 商工会議所及び各商工会の意向を十分尊重のうえ、組織のあり方を含めた機能強化の検討を働きかけていくこととする。</p> <p>また、補助金については、合併当初は原則として現行のとおりとし、合併後、速やかに補助金交付基準のルール化を検討するものとする。</p>

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 24 - (10)	商工関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(6) 企業誘致促進事業については、酒田市の例を基本とし、合併までに調整する。

所管部会・分科会	商工観光部会 商工港湾分科会
----------	----------------

工業団地の現況

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
<p><b>酒田臨海工業団地</b> 酒田港は、平成 15 年 4 月リサイクルポートの指定を受け、全国 18 カ所の総合静脈物流拠点として位置付けられ、リサイクル産業や新エネルギー産業の集積に取り組んでいる。この団地は、酒田北港の後背地に位置し、東北横断自動車道酒田線の酒田みなと IC から 1km、庄内空港から 30 分と交通の利便性が高い団地。 事業主体 山形県 分譲可能面積 231,334 m<sup>2</sup>(住友金属工業㈱所有地も分譲可)</p> <p><b>酒田京田西工業団地</b> 東北横断自動車道酒田線の酒田 IC に近接し、酒田港、庄内空港からそれぞれ 20 分と陸・海・空の交通アクセスの要にある団地。農工団地の指定を受け、現在、団地拡張を行っており、企業の多様なニーズに応えられる団地として造成工事を進めている。 事業主体 酒田市土地開発公社 分譲可能面積 18.0 ha 分譲開始 平成 17 年度以降(予約は H16.12.1 より) 造成と並行し団地の PR・企業誘致に努める。 分譲を前提とし誘致活動を行っていくが、リース制度の導入も検討していく。</p> <p><b>酒田泉工業団地</b> 昭和 59 年造成、平成元年完売 面積 60,000 m<sup>2</sup></p> <p><b>酒田川南工業団地</b> 昭和 60 年造成、昭和 61 年完売 面積 611,000 m<sup>2</sup></p> <p><b>酒田四ツ興野工業団地</b> 平成元年造成、完売 面積 17,000 m<sup>2</sup></p> <p><b>酒田新堀工業団地</b> 平成 4 年造成、平成 7 年完売 面積 46,000 m<sup>2</sup></p>	<p>現在、工業団地の造成は行っていない。</p>	<p><b>松山工業団地</b> 豊かな自然と歴史・文化の薫りにつつまれながら、勤勉な地域住民に支えられた工業団地。周辺の交通網が年々整備されるなど、企業にとって魅力ある立地環境が整っている。 事業主体 松山町 分譲可能面積 約 18,000 m<sup>2</sup>、7,000 m<sup>2</sup>の 2 区画 (7,000 m<sup>2</sup>分は 4 区画程度に分けての分譲も可)</p>	<p>平田町軽工業団地を昭和 56 年に造成し、既に完売。</p>	<p>工業団地については、当面現行のとおり新市に引き継ぎ、より一層の企業誘致活動に努める。</p>

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(10)	商工関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(6)企業誘致促進事業については、酒田市の例を基本とし、合併までに調整する。

企業誘致促進に係る助成の現況(その1)

所管部会・分科会 商工観光部会 商工港湾分科会

企業立地促進助成制度

条件	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
指 定 業 種	○製造業及び ・サービス業のうち学術・研究機関 ・情報通信業のうち情報サービス業 ・酒田臨海工業団地内の市が指定した 地区内で操業する 環境保全型産業及び 新エネルギー産業で市長が認める 事業 ○道路貨物運送業 倉庫業 こん包業 卸売業 自動車整備業 機械修理業 その他修理業	○製造、修理、加工、試験、研究、開発 及び販売を行う事業 ○町長が特に認める事業	○製造業、運輸・通信業、卸売業、建設業 ○町長が特に認める事業	○製造業 ○町長が特に認める事業	<p>企業立地(用地取得)の促進に係る助成については、1市3町同種の制度があるものの、助成限度額や新規雇用要件等に差異が見られる。</p> <p>新市においても積極的な企業誘致活動を行っていくため、酒田市の例を基本としながら、条件の詳細を合併までに整理することとする。</p>
面 積 要 件	新設・移設 1,000㎡以上の用地取得 かつ 投下固定資産総額 1,000万円以上 拡充 500㎡以上の用地取得 かつ 投下固定資産総額 1,000万円以上	新設・移設 500㎡以上の用地取得 かつ 投下固定資産総額 1,500万円以上 拡充 500㎡以上の用地取得 かつ 投下固定資産総額 1,000万円以上	新設・移設 1,000㎡以上の用地取得 かつ 投下固定資産総額 1,000万円以上 拡充 500㎡以上の用地取得 かつ 投下固定資産総額 1,000万円以上	新設・移設 1,000㎡以上の用地取得 かつ 投下固定資産総額 1,000万円以上 拡充 500㎡以上の用地取得 かつ 投下固定資産総額 1,000万円以上	
助成率 & 新規雇用要件	○助成率 20~30% 製造業 等 ・大企業 新規雇用 30人以上 30% 新規雇用 10人以上 20% ・中小企業 新規雇用 5人以上 30% 新規雇用 3人以上 20% 道路貨物運送業 等 ・大企業 新規雇用 10人以上 20% ・中小企業 新規雇用 3人以上 20%	○助成率 20% 新設 ・大企業 新規雇用 10人以上 ・中小企業 新規雇用 5人以上 拡充 ・新規雇用 3人以上 移設 ・大企業 新規雇用 5人以上 ・中小企業 新規雇用 3人以上	○助成率 20% ・大企業 新規雇用 30人以上 ・中小企業 新規雇用 5人以上	○助成率 20% ・大企業 新規雇用 30人以上 ・中小企業 新規雇用 5人以上	
助 成 限 度 額	○1企業、1億円 ただし、製造業については、 1企業、2億円	○1企業、2千万円	○1企業、2千万円	○1企業、1千万円	
操 業 地 域	甲地域 ・準工業、工業、工業専用地域 ・市長が特に必要と認める地域 乙地域 ・酒田京田西工業団地 ・酒田新堀工業団地 ・酒田臨海工業団地	○準工業、工業、工業専用地域 ○町長が特に認める地域	○松山工業団地 ○町長が特に認める地域	○平田工業団地 ○町長が特に認める地域	
備 考		○他に賃貸借助成金制度あり			

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目24-(10)	商工関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(6)企業誘致促進事業については、酒田市の例を基本とし、合併までに調整する。

所管部会・分科会	商工観光部会 商工港湾分科会
----------	----------------

企業誘致促進に係る助成の現況(その2)

工場等設置助成制度

条件	酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
指定業種	<ul style="list-style-type: none"> <li>○製造業</li> <li>○サービス業のうち 自動車整備業 機械修理業 その他の修理業 学術・研究機関</li> <li>○情報通信業のうち情報サービス業</li> <li>○酒田臨海工業団地内の市が指定した 地区内で操業する 環境保全型産業及び 新エネルギー産業で市長が認める 事業</li> <li>○道路貨物運送業 倉庫業 こん包業 卸売業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○製造、修理、加工、試験、研究、開発 及び販売を行う事業</li> <li>○町長が特に認める事業</li> </ul>	制度なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>○製造業、修理加工業、販売業、鉱業 及びこれらに附帯する事業</li> </ul>	<p>工場等設置に係る助成については、松山町を除き、同種の制度があるものの、投下固定資産額や雇用要件等に差異が見られる。</p> <p>新市においても積極的な企業誘致活動を行っていくため、酒田市の例を基本としながら、条件の詳細を合併までに整理することとする。</p>
指定条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○投下固定資産総額 2,000万円以上</li> <li>○助成率100% 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、 卸売業については、新規雇用16人以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○投下固定資産総額 1,500万円以上 かつ 新規雇用10人以上 (中小企業は5人以上)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○投下固定資産総額 1,500万円以上 かつ 新規雇用10人以上</li> <li>○投下固定資産総額 1,500万円以上</li> <li>○常時雇用50人以上</li> <li>○町長が必要と認める場合</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○投下固定資産総額 1,000万円以上</li> <li>○助成率60% 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、 卸売業については、新規雇用16人以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○投下固定資産総額 1,000万円以上 かつ 新規雇用3人以上</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市計画法、建築基準法の適合する地域 に当該工場等を移転したとき</li> <li>○助成率100% 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、 卸売業については、新規雇用16人以上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○投下固定資産総額 1,500万円以上 かつ 新規雇用5人以上 (中小企業は3人以上)</li> </ul>			
交付額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○固定資産税相当額×助成率 3年間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○固定資産税相当額 3年間</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○町民税相当額</li> <li>○固定資産税相当額 3年間</li> </ul>	

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 24 - (10)	商工関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(7)福祉乗合バス等運行事業については、当面各市町のバス路線を現行のとおりとする。なお、合併までに新市におけるバス運行事業運営の基本方針を検討し、合併後に新市のバス路線の再編成等の作業に取り組む。 ただし、新市の一体性の確立、住民の利便性向上、新市の財政負担等を勘案し、合併時に実現可能な路線について検討を行い、合併後速やかに運行できるよう調整する。 また、料金体系については、合併時に統一する。

1市3町バス運行体系の比較(現行) 平成16年10月現在

所管部会・分科会 商工観光部会 商工港湾分科会

		酒田市	八幡町	松山町	平田町	1市3町合計	調整方針(案)	
市町の独自バス運行施策	名称(愛称)	酒田市福祉乗合バス (るんるんバス)	八幡町福祉乗合バス (ぐるっとバス)	松山町福祉乗合バス	ワンコインバス (路線バス100円運賃運行事業)		福祉乗合バス等運行事業については、当面各市町のバス路線を原則として現行のとおりとする。なお、合併までに新市におけるバス運行事業運営の基本方針を検討し、合併後速やかに抜本的な新市のバス路線の再編成等の作業に取り組む。  新市の一体性の確立、住民の利便性向上、新市の財政負担等を勘案し、合併時に実現可能な路線については、合併までに検討を行い、合併後なるべく早い時期に、各町(方面)と酒田市中心部を結ぶ路線の運行ができるよう調整する。  〔上記路線の調整に係る基本的な考え方は、以下のとおり。〕  新市住民の利便性向上、公平性の確保 主に高齢者等の通院・買物時の利用に対応した交通手段の確保 民間バス路線と重複することなく、時間を要しても低廉な料金で移動することができる路線設定 各市町の現行の路線の維持を基本とし、最小限の路線延長やルート変更で対応する 効率的運行や利用が高まると期待される場合は、現行の路線についても微調整を行う 一定の需要予測を考慮する 財政負担の増加を最小限に止める 原則として新たなバスの導入は行わない  料金体系については、合併時に統一する。 1回の乗車につき100円(保護者同伴の未就学児童を除く) スクールバス混乗方式のバスを利用している小中学生(遠距離通学対象者)については、平日の通学時の利用は当然に無料とし、休日の私用利用は有料とする。	
	運行(施策)の形態	市営の福祉バス	町営の福祉バス	町営の福祉バス	運賃補填補助事業			
	運行主体	市	町	町	ひらた交通			
	運行方法	庄内交通㈱へ運行委託	鳥海八森観光㈱・庄内交通㈱へ運行委託	松山観光タクシー有限公司	ひらた交通が生活路線を運行			
	路線	市内循環右回り線 毎日運行 1日7便 市内循環左回り線 毎日運行 1日7便 酒田駅大学線 毎日運行 1日9往復 遊摺部宮海線 隔日運行 1日4往復 南鳥海日本海病院線 隔日運行 1日4往復 大平酒田駅線 隔日運行 1日4往復 生石日本海病院線 隔日運行 1日4往復 広野日本海病院線 隔日運行 1日4往復 新堀日本海病院線 隔日運行 1日4往復 酒田駅かんぼ線 隔日運行 1日4往復	一條循環線 毎日運行 1日6便 観音寺循環線 毎日運行 1日6便 青沢線 毎日運行 1日6便 升田線 毎日運行 1日5便 升田線(泥沢経由) 毎日運行 1日1便 升田線(家族旅行村経由) 毎日運行 1日2便 スクールバス青沢線 毎日運行 1日3便 スクールバス升田線 毎日運行 1日3便 観音寺遊佐線(冬期間運行) 毎日運行 1日2便	本町柏谷沢線 毎日運行 1日4便 (清川駅経由)  内郷地区 毎日運行 1日3.5便 (ひらた交通の路線乗り入れによる)	山元、小林線 毎日運行 1日6便 (下りは5便)  海ヶ沢線 毎日運行 1日5便 中野俣線 毎日運行 1日5便			
	バス保有台数	7台 (市所有2台、リース5台)	6台 (ぐるっとバス3台、スクールバス混乗3台)	2台 (スクールバス、保健バス)	3台 (ひらた交通所有)			
	料金体系等	乗車1回につき、一律100円 未就学児(小学生未満)無料 一部、小学生の通学時利用に教育委員会で補助	乗車1回につき、一律100円 中学生以下無料 スクールバスとの混乗方式のため	乗車1回につき、一律100円 未就学児(小学生未満)無料  内郷地区のひらた交通の路線乗り入れについては、利用者負担(100円)と通常料金との差額を、町が補助。 (実質の町営バス)	乗車1回につき、一律100円 ただし、平田交通は通常料金で路線バスを運行。 利用者負担(100円)と通常料金との差額を、町が補助。(実質の町営バス) 未就学児無料(保護者同伴) 長期休暇等の小学生利用分(スポ少等)を教育委員会で補助			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	28,252千円	2,500千円	360千円	0千円	31,112千円	
		歳出	78,277千円	38,445千円	1,597千円	8,800千円	127,119千円	
		差引	50,025千円	35,945千円	1,237千円	8,800千円	96,007千円	
その他路線バス維持対策	経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	7,314千円	-	0千円	6,468千円	13,782千円
			歳出	18,818千円	-	638千円	14,234千円	33,690千円
			差引	11,504千円	-	638千円	7,766千円	19,908千円
	経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円
			歳出	29,698千円	1,173千円	3,985千円	1,363千円	36,219千円
	差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円		
	経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,550千円			
経費	市町負担 (H16当初予算)	歳入	4,701千円	161千円	601千円	206千円	5,669千円	
差引	24,997千円	1,012千円	3,384千円	1,157千円	30,5			

協定項目24-(10)	商工関係事業の取扱いについて
調整方針(案)	(7)福祉乗合バス等運行事業については、当面各市町のバス路線を現行のとおりとする。なお、合併までに新市におけるバス運行事業運営の基本方針を検討し、合併後に新市のバス路線の再編成等の作業に取り組む。 ただし、新市の一体性の確立、住民の利便性向上、新市の財政負担等を勘案し、合併時に実現可能な路線について検討を行い、合併後速やかに運行できるよう調整する。 また、料金体系については、合併時に統一する。

所管部会・分科会 商工観光部会 商工港湾分科会

新市におけるバス運行事業運営の基本方針

新市におけるバス運行のあり方については、路線・運行形態・利用者負担のあり方、関係機関との調整など、早急に方向性を導き出すことができない大きな課題がある。  
また、地域住民とともに運行するバスを目指し、合併後に、有識者や地域住民代表で組織する(仮)酒田市バス運行検討協議会を立ち上げ、運行路線の設定等について十分な議論を尽くす必要がある。  
については、バス運行事業の運営に際し基本となる事項を以下のとおり確認し、この基本方針に基づき、合併後速やかに抜本的なバス路線の再編成等の検討に着手する。

市営路線バス運行の目的

主に高齢者等の通院・買物時の利用に対応する交通手段の確保と公共交通の空白地域の解消を目的とし、民間バス路線・JR路線を補完する役割を担う。

民間バス事業者、JRとの役割分担

現在民間バス事業者が運行している路線については、これまで同様民間バス事業者にその運行を委ねる。

一方、市営路線バス事業においては、通勤や通学に対応した民間バス・JRとの連絡乗り継ぎ機能の充実を図り、併せて、高齢者等が通院や買物に利用することができるよう、民間バス路線と重複せず時間を要しても低廉な料金で移動できる路線運行を検討し、民間バス路線等を補完する。

路線の見直しと適正な利用者負担

バス運行の路線については、住民の生活行動の要求に応え、乗車率向上が見込まれる路線の設定に配慮しながら、効率的な運行を目指し随時見直しを図る。

また、利用料金についても、適正な利用者負担の原則のもと、新市住民の公平性を確保しながら、路線の見直しと併せ料金体系の検討を行う。

地域住民とともに運行するバス・効率的運行の推進

地域住民の利用によりバス運行を支えるという地域と行政の協同運行の気運醸成に努め、地域住民のニーズに合わせた路線を検討するにあたっては、地域住民の積極的な協力(利用)、路線維持に対する一定の負担への理解が不可欠である。

地域住民とともに利用促進に努めた結果、既存路線のうち著しく利用の少ない路線については、高齢者等の交通手段の確保に考慮したうえで、効率的な運行ができる事業(代替事業)の検討及び見直しを行う。

運行形態のあり方

運行形態のあり方については、経費(財政負担)の試算、リスク分担(事故処理等)の検討、民間バス事業者との意見交換、関係機関との調整等を経て、合併後に慎重な検討を行う。

バスの所有区分、運行委託のあり方など、道路運送法21条及び80条に基づくバス運行のそれぞれの利点・欠点を検討のうえ、最適な方法を選択する。

スクールバス混乗方式

スクールバスの運行経路と市営路線バスの運行経路がほとんどの経路において重複し、混乗方式を採用することによって、スクールバス・市営路線バス双方の一層の効率的運行が期待される地域においては、教育委員会との調整を図りながらスクールバスの教育目的利用に支障が無い場合、新市においてもスクールバス混乗方式によるバス運行を検討する。

なお、この場合において、乗車対象の児童・生徒(遠距離通学対象者)を特定し乗車バス券を配布する等の方法を取り、一般利用者(遠距離通学対象以外の児童・生徒を含む)との区別を明確にする。

新市の公共交通システムのイメージ

